

## 加須市議会かぞ版スーパーシティ構想検討委員会設置要綱

(令和5年6月12日 議長決裁)

(設置)

第1条 埼玉県済生会加須病院を核とした新たなまちづくりとして、市が策定を進めている「かぞ版スーパーシティ構想（以下「構想」という。）」に対し、市議会において執行部との情報の共有を図るとともに、構想に対する調査研究を行うため、加須市議会かぞ版スーパーシティ構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 構想に対する執行部との連絡調整及び意見交換に関すること。
- (2) 構想に対する諸課題の調査研究に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、交渉権を有する会派から3人に1人の割合で選出し、委員7人以内で組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。この場合において、年長の委員が委員長の職務を行うものとする。

(任期等)

第4条 委員の任期は、議員の任期とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が辞任しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 6 議長及び副議長は、委員会に出席し、発言することができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と判断した場合は、委員会に諮って傍聴を認めないことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。